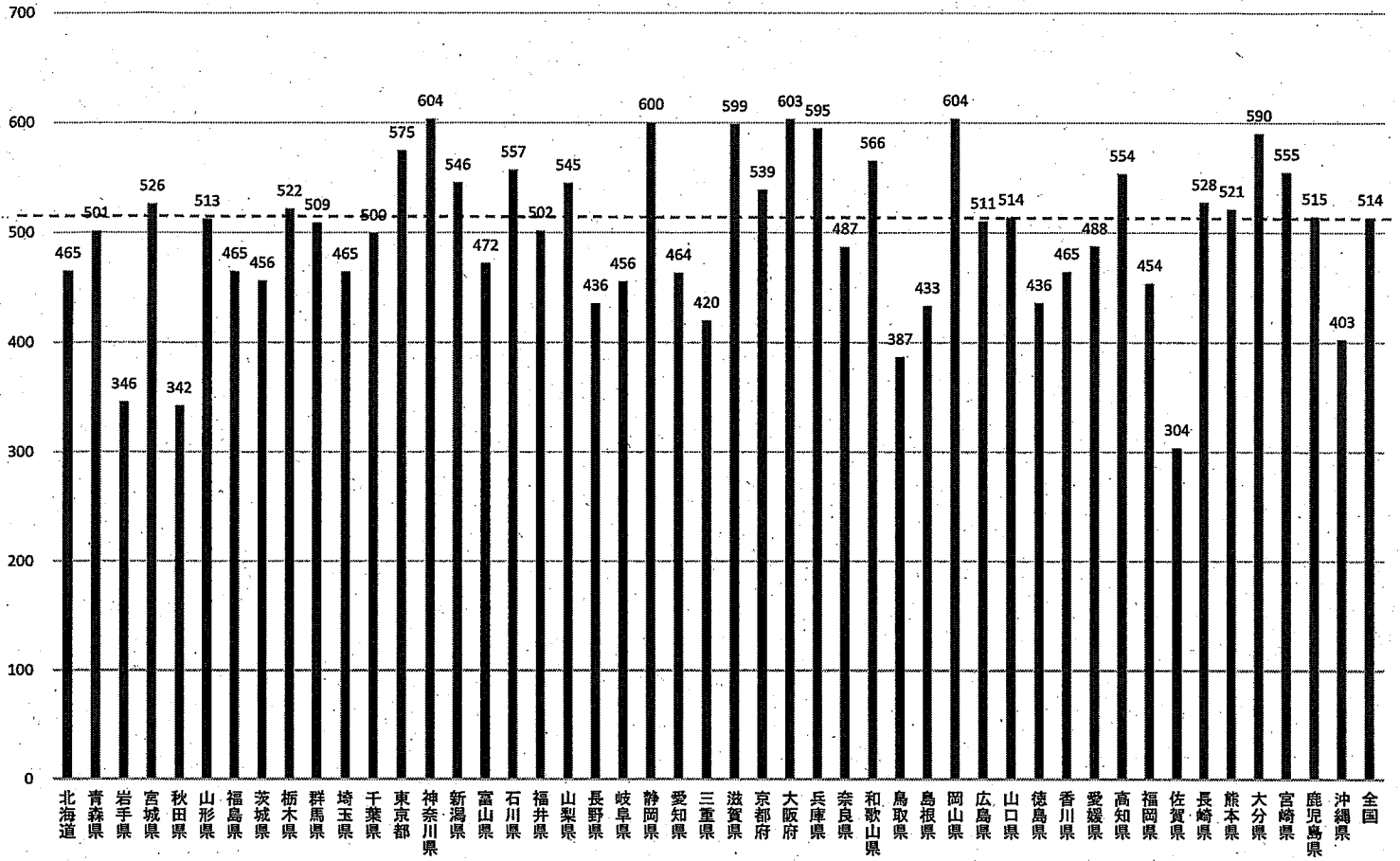


2019年度（市町村分）都道府県別 第1号被保険者一人当たり交付額

(単位:円)

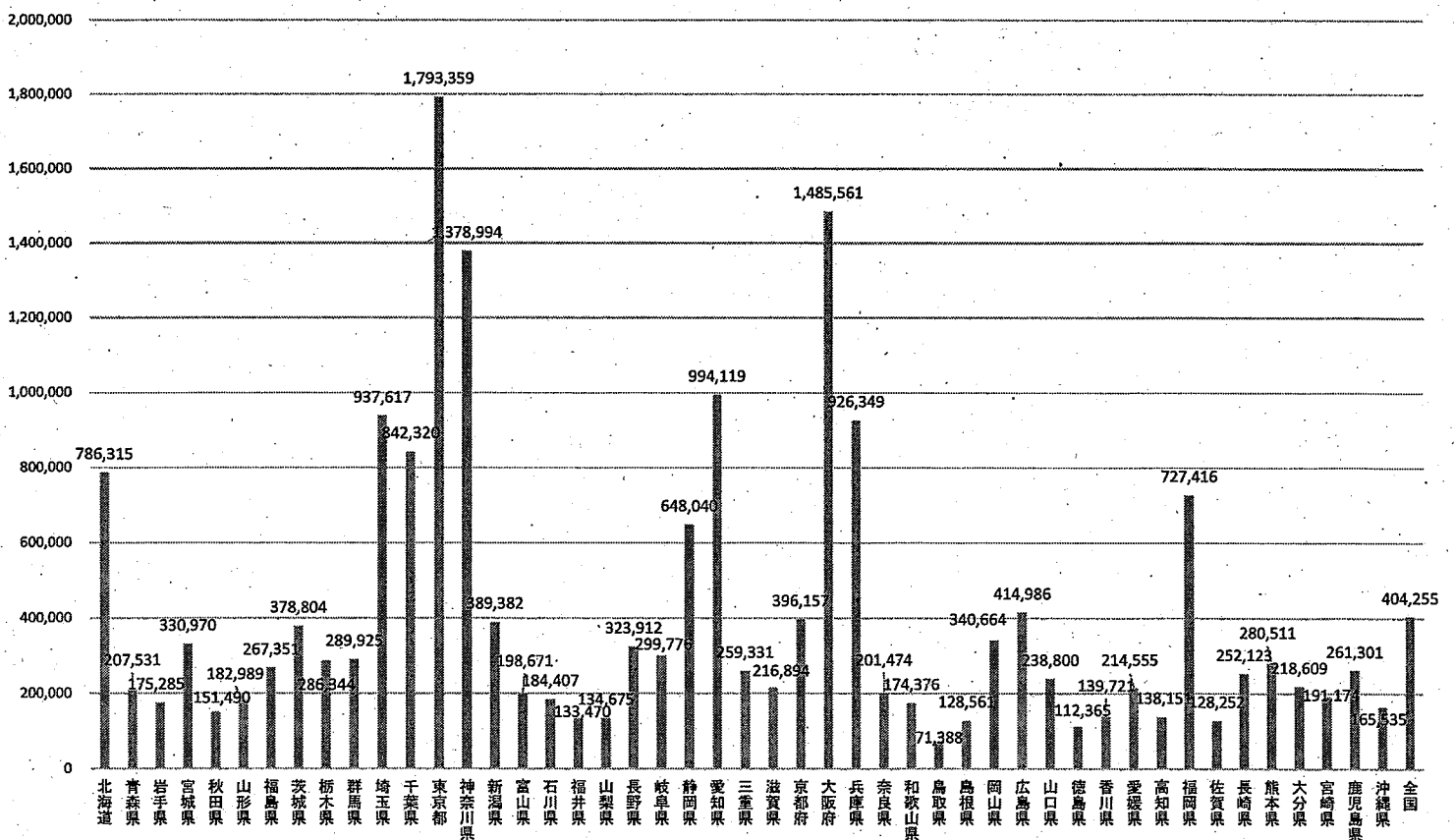


18

(参考) 2019年度（市町村分）保険者機能強化推進交付金交付額

(単位:千円)

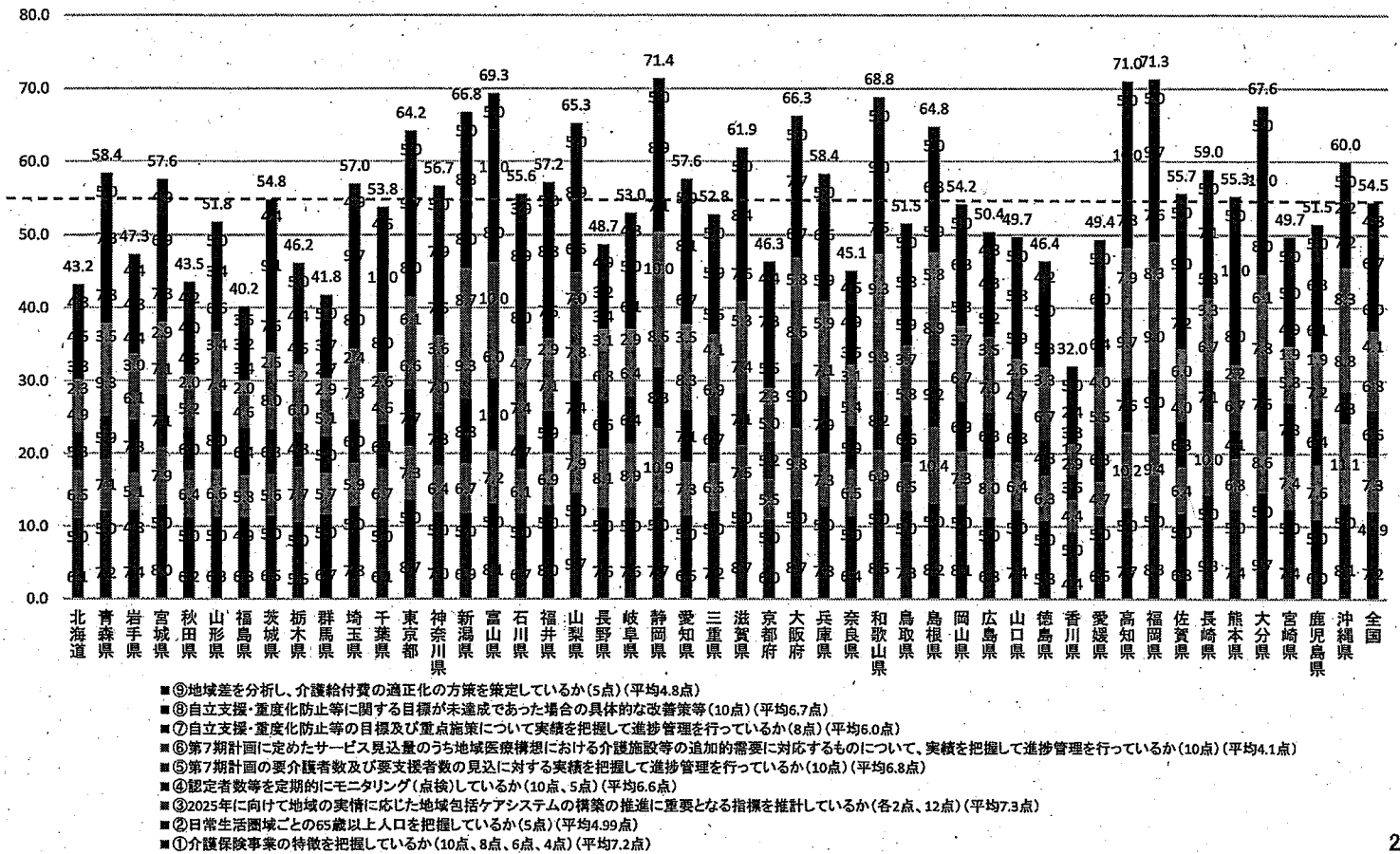
都道府県別交付額合計



19

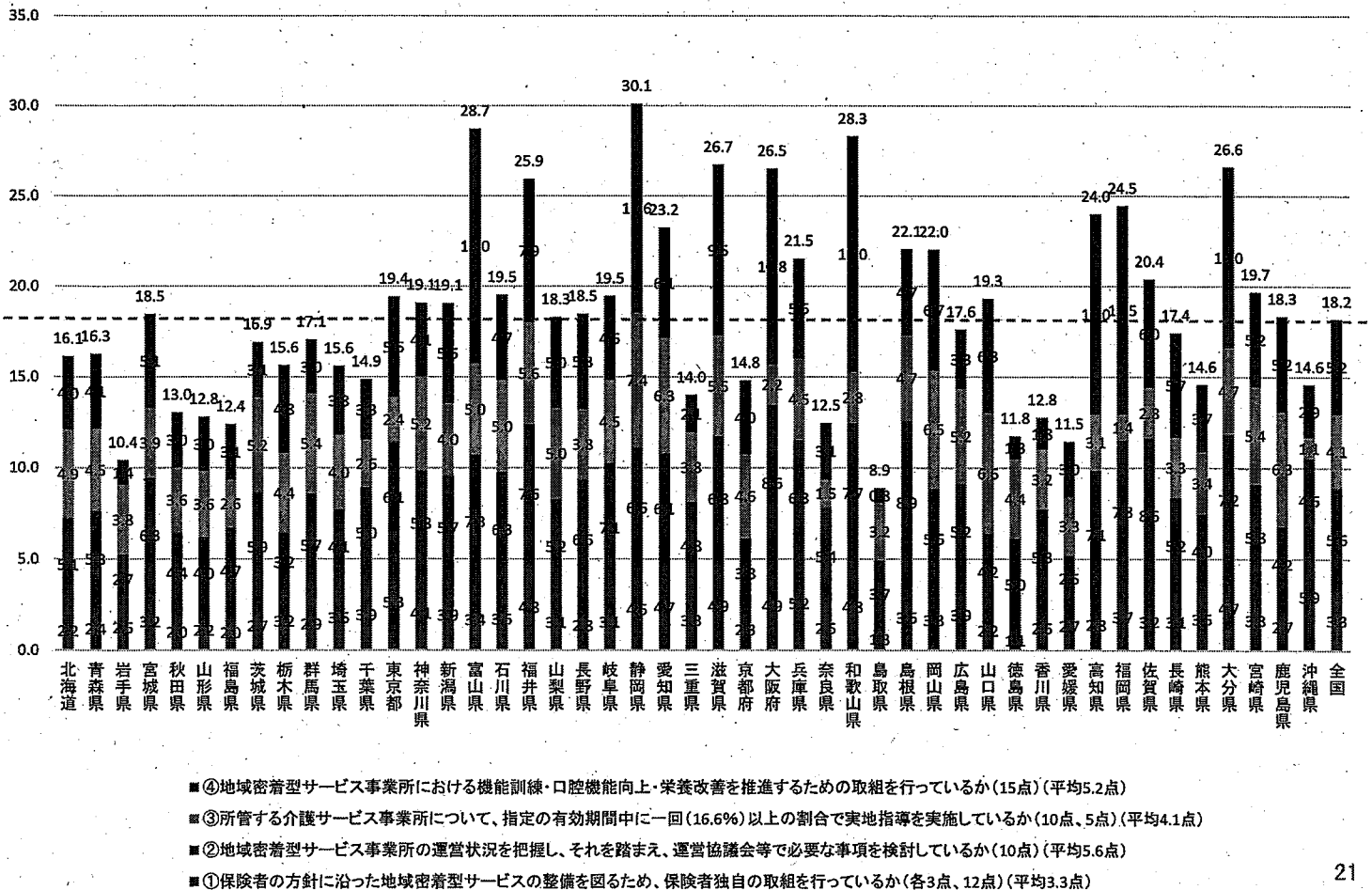
2019年度(市町村分) I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

都道府県別市町村得点(満点80点 平均点54.5点 得点率68.1%)



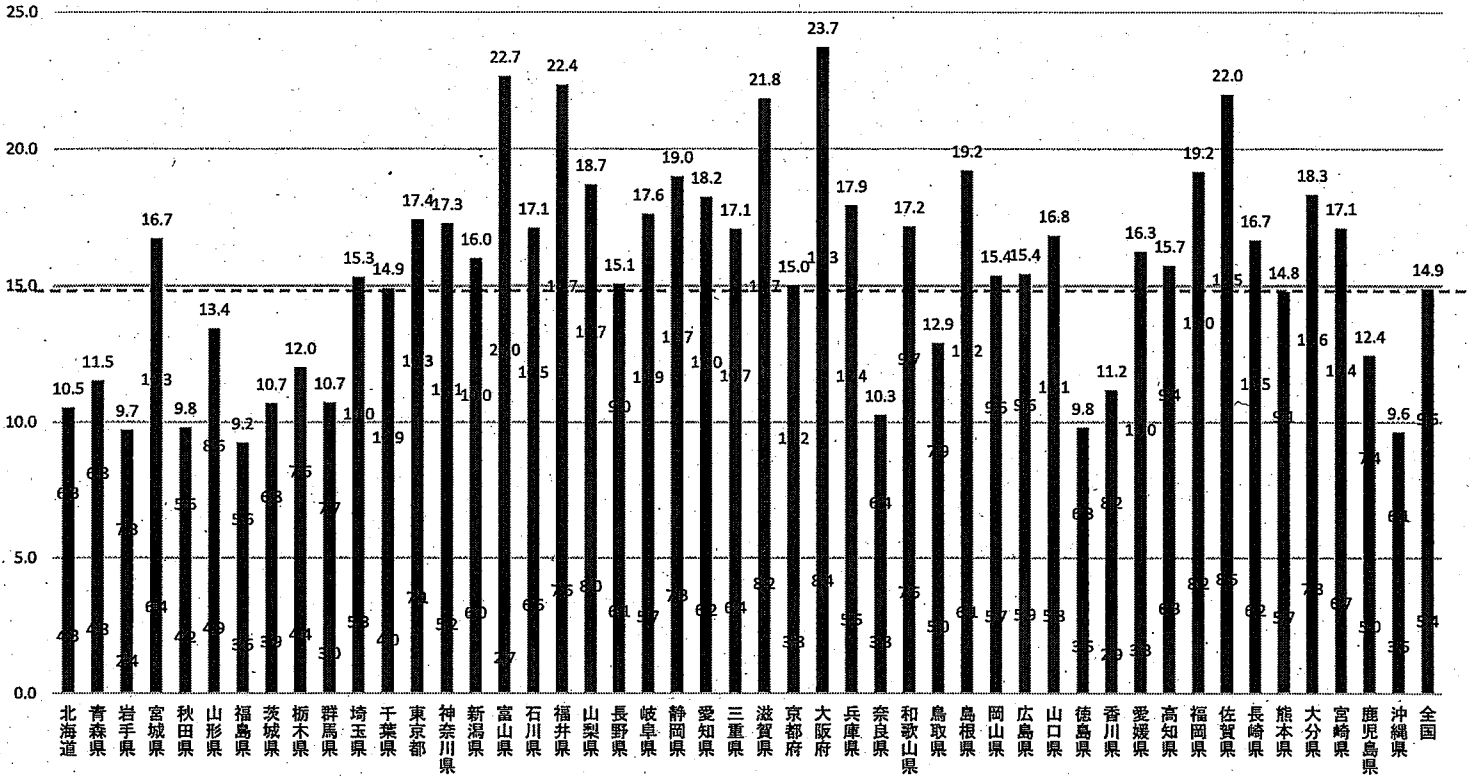
2019年度(市町村分) II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1)地域密着型サービス 都道府県別市町村得点(満点47点 平均点18.2点 得点率38.7%)



2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

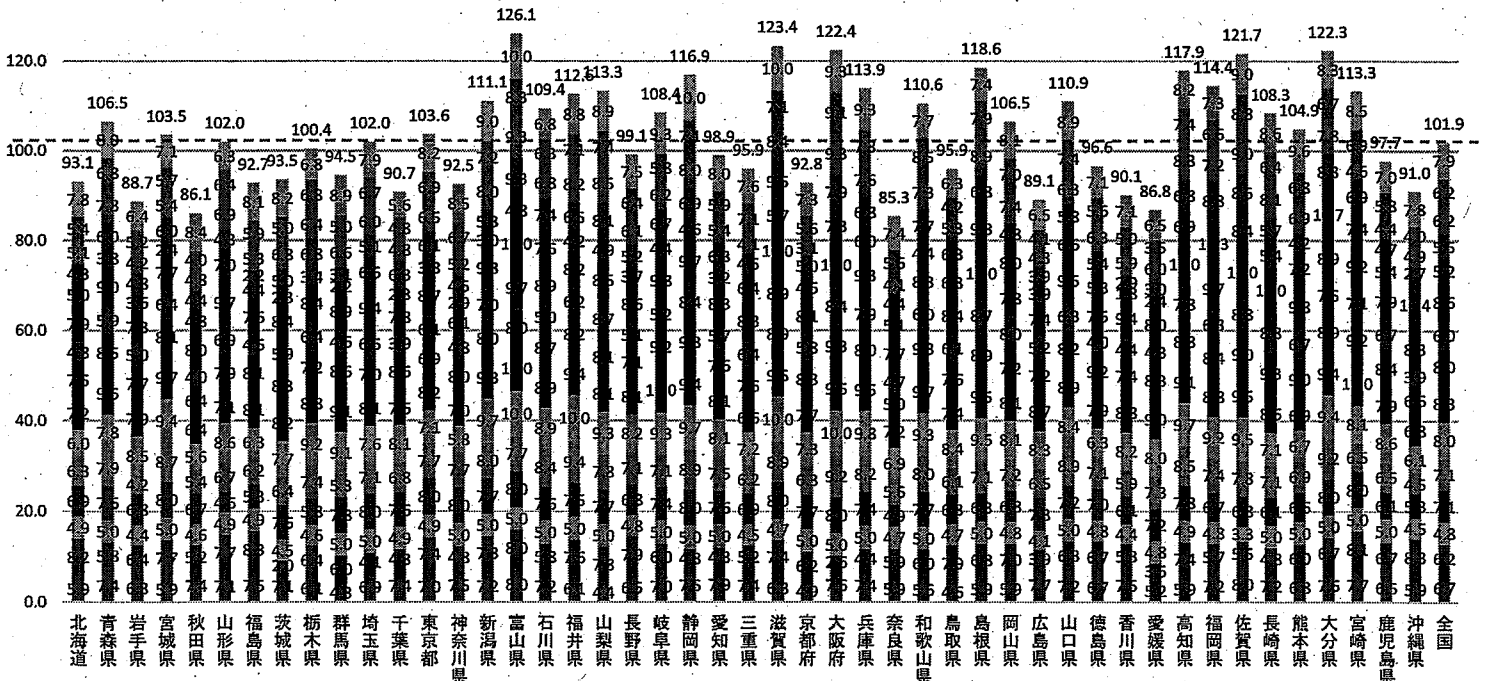
(2)介護支援専門員・介護サービス事業所 都道府県別市町村得点
(満点30点 平均点14.9点 得点率49.6%)



- ②介護サービス事業所(居宅介護支援事業所を含む。)の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか(各10点、20点)(平均9.5点)
- ①保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか(10点、5点)(平均5.4点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(3)地域包括支援センター 都道府県別市町村得点(満点143点 平均点101.9点 得点率71.3%)



- ⑥地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか(10点)(平均7.9点)
- ④地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか(10点、5点)(平均6.2点)
- ⑤地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか(10点)(平均5.2点)
- ⑦生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助ケアプラン)の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか(10点)(平均5.5点)
- ⑧個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か(12点、6点)(平均5.2点)
- ⑩地域ケア会議と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか(10点)(平均8.6点)
- ⑨地域ケア会議において、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ関係計画を策定しているか(10点、5点)(平均6.0点)
- ⑪市内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、件数を把握しているか(10点、5点)(平均8.0点)
- ⑦介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか(10点)(平均8.3点)
- ⑥地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか(10点)(平均8.0点)
- ④地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか(5点)(平均4.8点)
- ②地域包括支援センターの3職種(準予者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の第1号被保険者数/センター人員)の状況が1,500人以下(10点)(平均6.2点)
- ①地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準(圏域の3職種の配置を義務付けているか(8点)(平均6.7点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

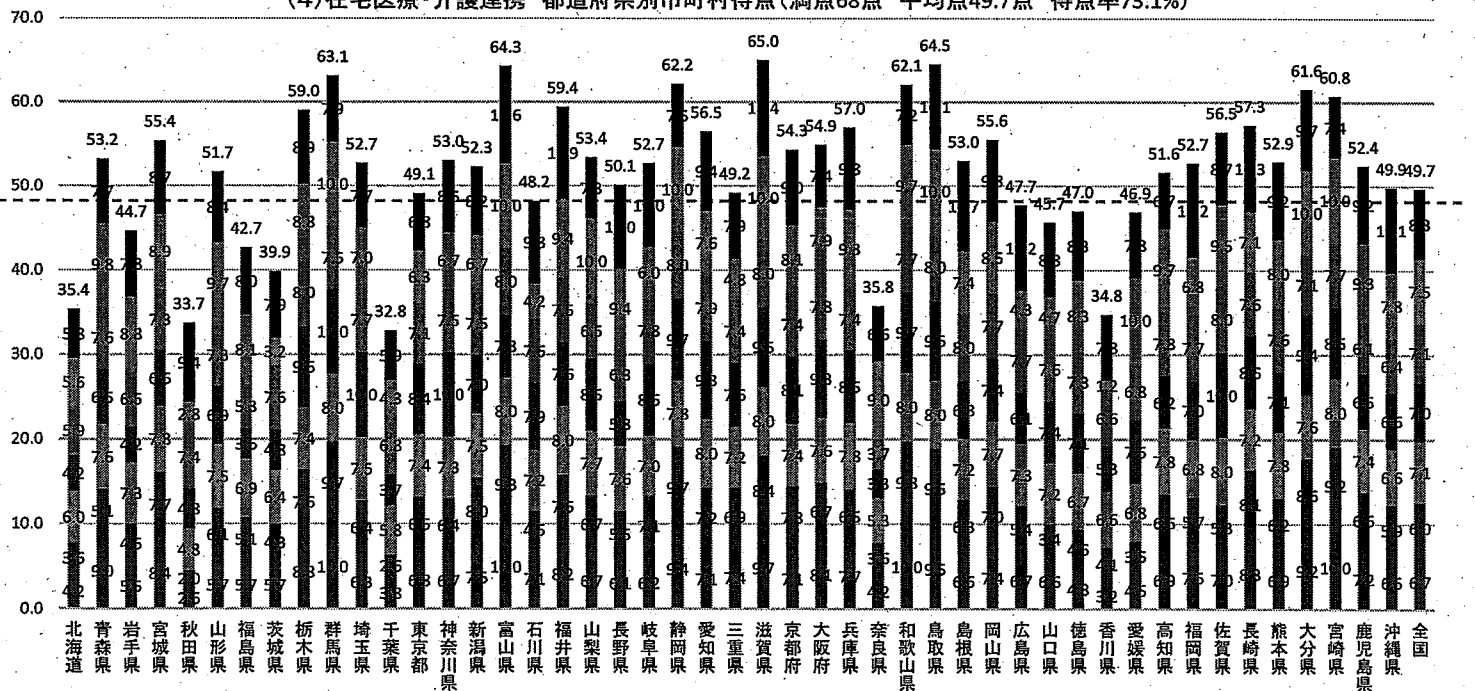
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合

当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度

	上位3割	上位5割	
10万人以上	0.65912%	0.41935%	(上位3割) 12点
5万人～10万人	0.88702%	0.63727%	
1万人～5万人	1.30141%	0.72718%	(上位5割) 6点
1万人未満	3.08789%	1.45349%	

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

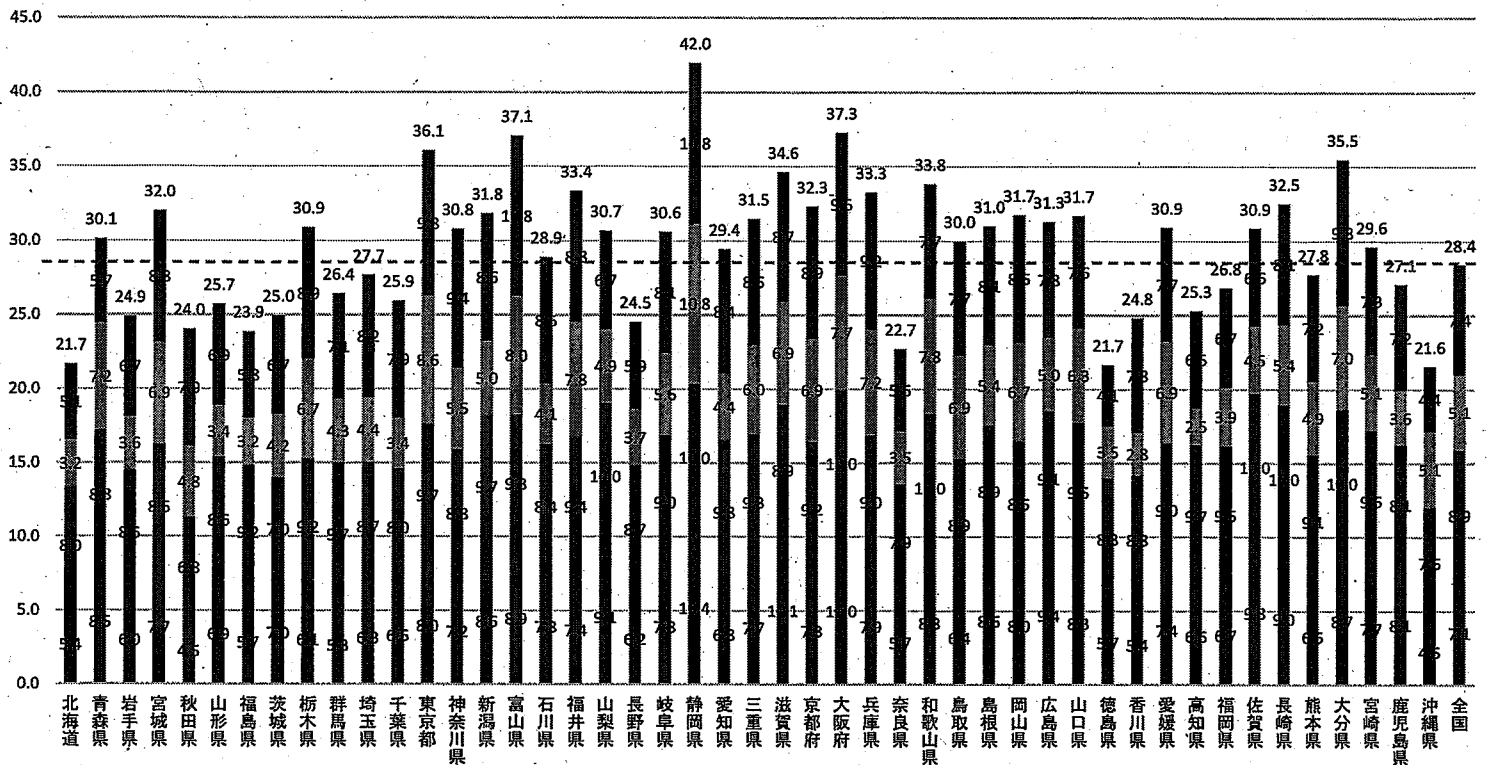
(4)在宅医療・介護連携 都道府県別市町村得点(満点68点 平均点49.7点 得点率73.1%)



- ⑦居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか(各6点 12点)(平均8.3点)
- ⑥関係市町村や都市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか(10点)(平均7.5点)
- ⑤医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか(8点)(平均7.1点)
- ④地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、都市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか(10点)(平均7.0点)
- ③医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか(8点)(平均7.2点)
- ②医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか(10点、5点)(平均6.0点)
- ①地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や都市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか(10点、5点)(平均6.7点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

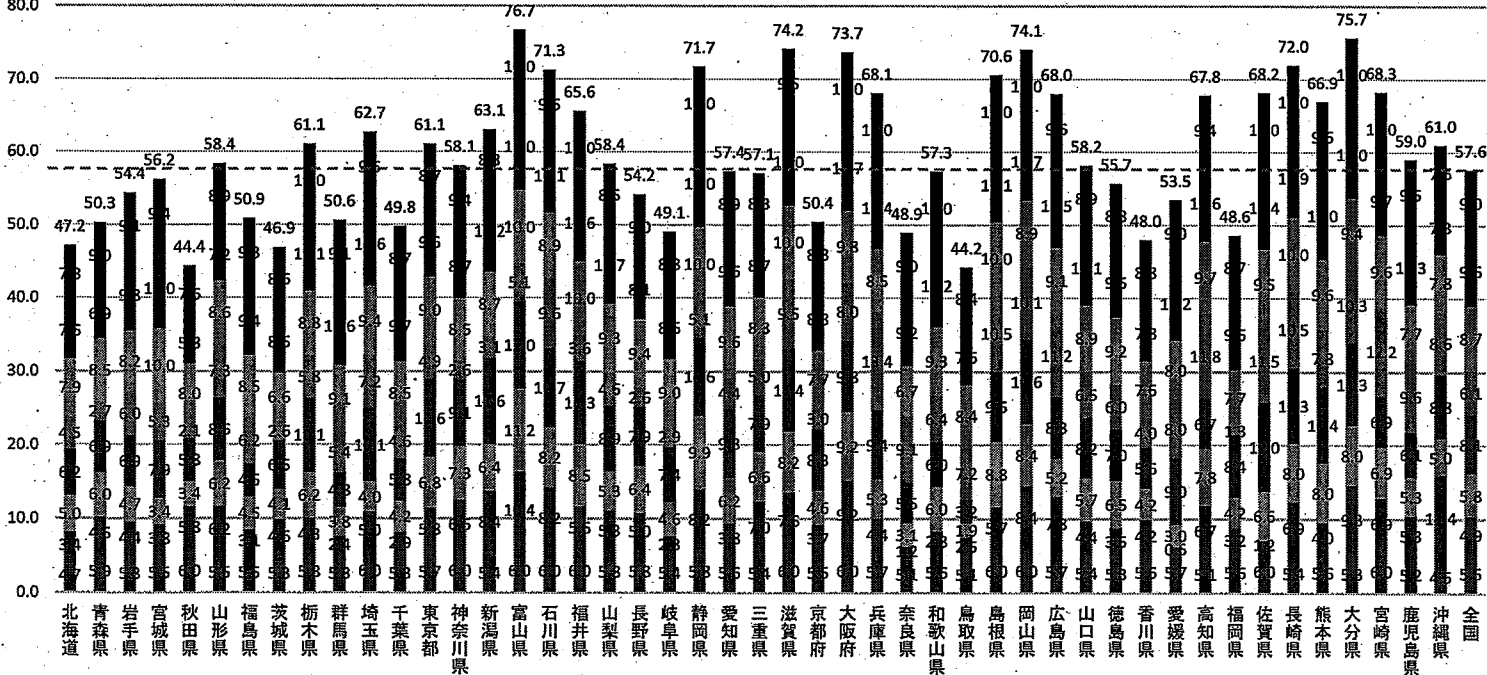
(5) 認知症総合支援 都道府県別市町村得点(満点46点 平均点28.4点 得点率61.8%)



- ④認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか(各3点、12点)(平均7.4点)
- ③地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか(各6点、12点)(平均5.1点)
- ②認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか(10点)(平均8.9点)
- ①市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか(12点、10点、8点、5点)(平均7.1点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(6) 介護予防/日常生活支援 都道府県別市町村得点(満点89点 平均57.6点 得点率64.7%)



- ⑧住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか(10点)(平均9.0点)
- ⑦地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業)等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか(12点)(平均9.6点)
- ⑥地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか(10点)(平均8.7点)
- ⑤介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か(15点、8点)(平均6.1点)
- ④高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか(12点)(平均8.1点)
- ③介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか(12点)(平均5.8点)
- ②介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画1年目のサービス量を確認しているか(12点)(平均4.9点)
- ①介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか(6点)(平均5.5点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

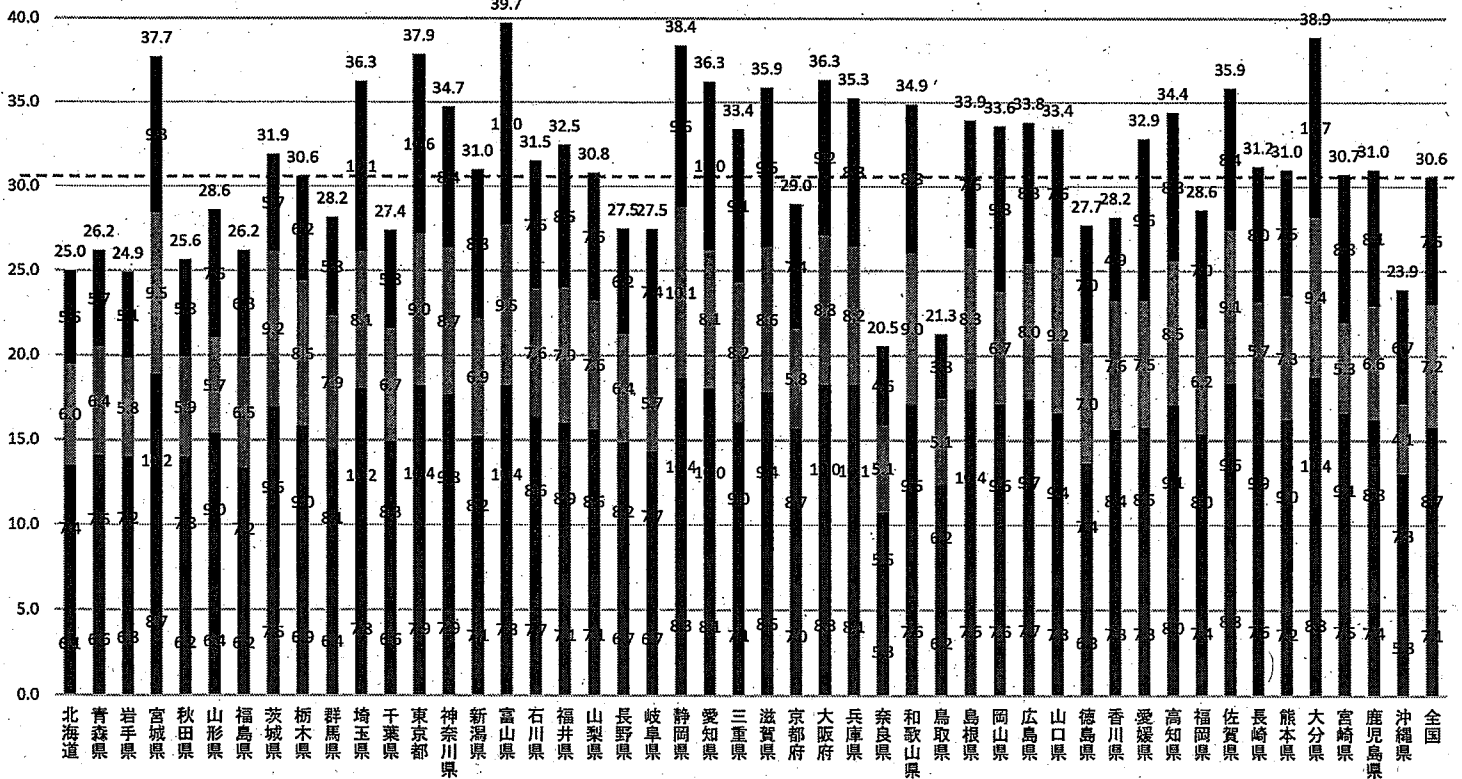
介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数

介護予防に資する通いの場への参加状況を評価

	上位3割	上位5割	(上位3割) 15点 (上位5割) 8点
10万人以上	1.67135%	1.05736%	
5万人～10万人	2.03634%	1.34276%	
1万人～5万人	2.92182%	1.34355%	
1万人未満	3.14484%	1.12957%	

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

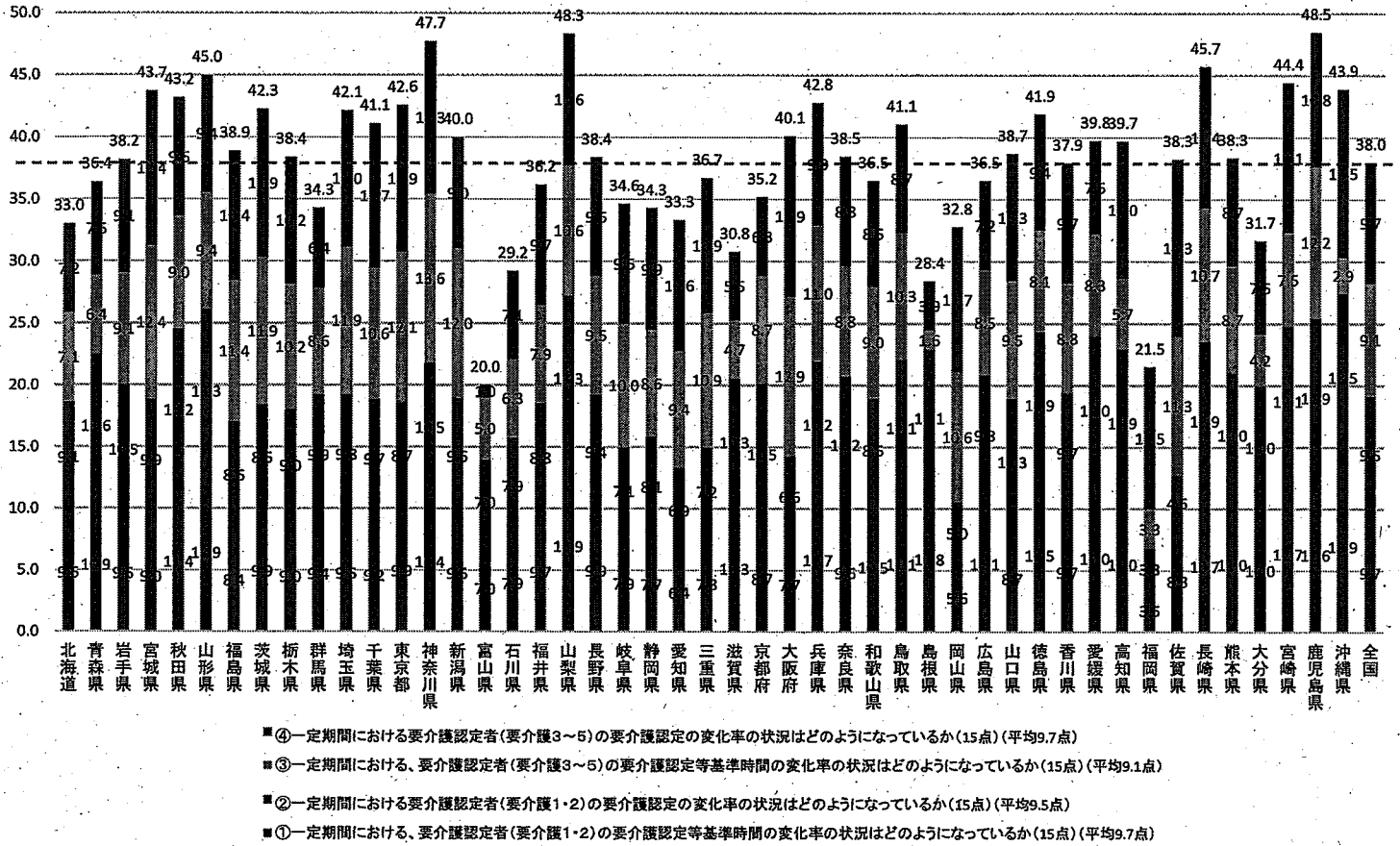
(7)生活支援体制の整備 都道府県別市町村得点(満点46点 平均点30.6点 得点率66.5%)



- ④生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発が行われているか(12点)(平均7.5点)
- ③協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握等)を行っているか(4点、5点、3点 12点)(平均7.2点)
- ②生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等)を行っているか(各2点、4点、12点)(平均8.7点)
- ①生活支援コーディネーターに対して市町村としての支援を行っているか(各1点、10点)(平均7.1点)

2019年度（市町村分）Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

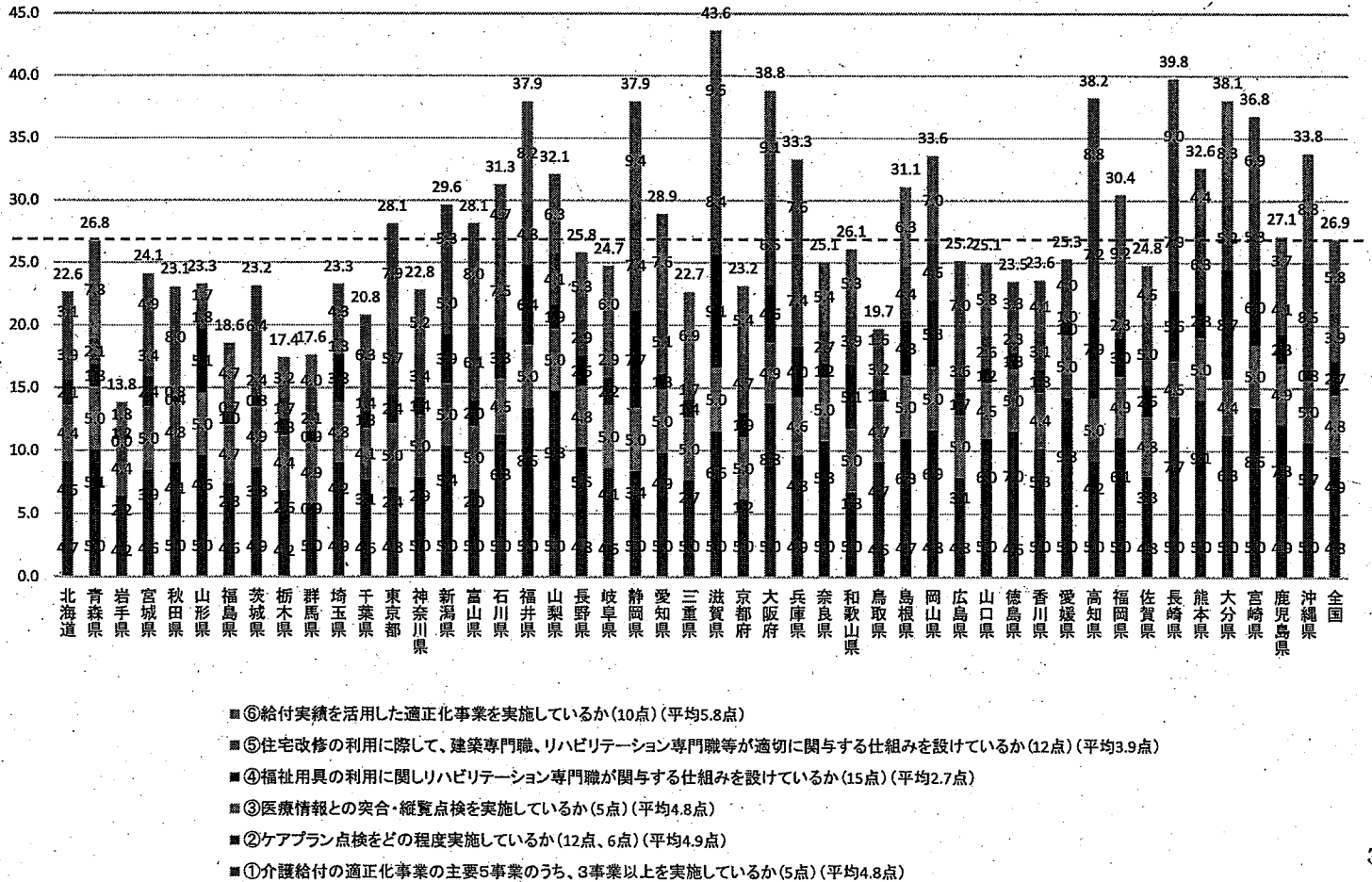
(8)要介護状態の維持改善の状況等 都道府県別市町村得点(満点60点 平均点38.0点 得点率63.3%)



30

2019年度（市町村分）Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1)介護給付の適正化 都道府県別市町村得点(満点59点 平均点26.9点 得点率45.6%)



31

2019年度（市町村分）Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

ケアプラン点検の実施

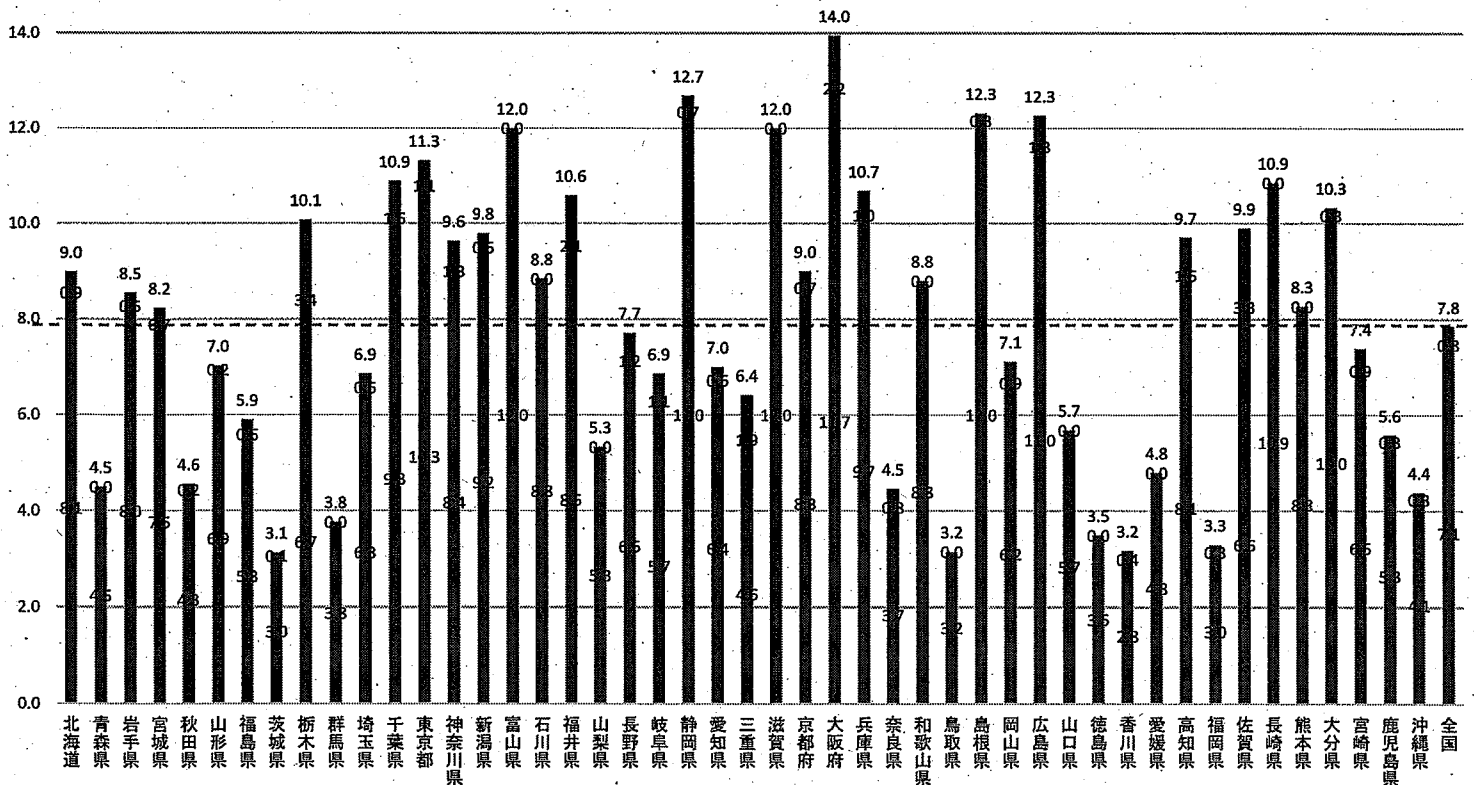
ケアプラン点検の実施状況を評価

	上位3割	上位5割	(上位3割) 12点 (上位5割) 6点
10万人以上	0.13752%	0.06384%	
5万人～10万人	0.25109%	0.07312%	
1万人～5万人	0.49728%	0.15588%	
1万人未満	1.08696%	0.21930%	

32

2019年度（市町村分）Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(2) 介護人材の確保 都道府県別市町村得点(満点24点 平均点7.8点 得点率32.7%)



■②介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか(各6点、12点)(平均0.8点)

■①必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか(12点)(平均7.1点)

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）（抄）

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(2) 全世代型社会保障への改革

③ 疾病・介護の予防

(ii) 介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金））

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a) 介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b) 高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(医療・介護制度改革)

(iii) 保険者機能の強化

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。

（中略）

介護の保険者機能強化推進交付金についても、アウトカム指標の割合の計画的引上げ等とともに、介護予防などの取組を重点的に評価するなど配分基準のメリハリの強化や更なる見える化を通じて、保険者へのインセンティブを強化する。

成長戦略実行計画2019（令和元年6月21日 閣議決定）（抄）

第3章 全世代型社会保障への改革

3. 疾病・介護の予防

(2) 対応の方向性

② 介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金））

介護インセンティブ交付金は、保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a) 介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b) 高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日 閣議決定）（抄）

II 全世代型社会保障への改革

4. 疾病・介護の予防

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

① 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

・医療保険や介護保険のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行い、徹底したPDCAサイクルを通じ、効果的な事業を展開する。

⑥ 介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等

・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）について、自治体による先進的な介護予防の取組が横展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、財源を含めた予算措置を検討し、2020年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。

・あわせて、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行い、介護予防や認知症予防につながる可能性のある高齢者の身近な「通いの場」を拡充するとともに、介護予防と保健事業との一体的実施を推進する。その際、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用する。また、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを推進するとともに、個人へのインセンティブとして、ポイントの活用等を図